

第1号様式

工 事 実 施 可 能 者 の 有 無 の 確 認 に つ い て

次の工事について随意契約を締結する予定ですが、事前に、当該工事を実施することが可能で、受注を希望する者の有無を確認します。

なお、工事を実施することが可能で、受注を希望する者がいる場合は、見積合せ（又は競争入札）により契約予定者を選考する予定です。

工事の内容	2025・2026年度 逗葉新道 料金收受機更新工事
工事の仕様	別添「特記仕様書」及び「機器仕様書」のとおり
契約予定期間 (または履行予定期限)	2025年 4月 1日 ～ 2026年 9月 30日
工事実施要件	(1) 建設業の許可（電気通信工事）を受けていること。 (2) 導入する料金收受機は、1レーン当り370台/時間の処理能力を満たす機器（收受業務による渋滞を発生させない）で、2014年（平成26年）4月1日以降に有料道路に設置した実績を有し、現在も運用継続中であること。 (3) 別添「特記仕様書」及び「機器仕様書」に示す内容を、契約予定期間において公正かつ的確に遂行しうるものであること。
その他	

* 上記の工事を実施することが可能で、受注を希望される場合には、工事実施要件を満たしていることを確認できる書類を添付して、2025年1月20日(月) 16:00までに別紙により次の担当所属あて提出してください。

なお、2025年2月21日(金)までに工事実施要件を満たしているかどうかを確認し、その結果をFAXにて通知いたします。

(担当所属名) 経営管理部経営管理課 ○事務手続きに関する問合せ Tel 045-479-7755	(問合せ先) 横須賀・三浦有料道路管理事務所 Tel 046-875-3069 Fax 046-875-3181
--	--

工 事 実 施 可 能 申 立 書

次の工事を実施することが可能で、受注を希望しますので、工事実施要件を満たしていることを確認できる書類を添付して提出します。

工事の内容	2025・2026年度 逗葉新道 料金収受機更新工事
工事の仕様	第1号様式（工事実施可能者の有無の確認について）及び第1号様式に添付の「特記仕様書」及び「機器仕様書」のとおり
契約予定期間 （または履行予定期限）	2025年 4月 1日 ～ 2026年 9月 30日

年 月 日

神奈川県道路公社 理事長 田中和久 様

(申立者)

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

(この申立書の担当者名及び連絡先)

担当者名
所属部課
電話番号
FAX番号
メールアドレス

【添付資料】

入札参加資格要件審査書類

1. 会社概要
2. 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内のもの。）
3. 同種工事の実績（第1号様式 別紙2のとおり。）

同 種 工 事 の 実 績 届

申立者名 _____

「2025・2026年度 逗葉新道 料金収受機更新工事」に係る工事実施要件として設定された同種工事の受注実績については、次のとおり届け出ます。

I	工 事 名			
	発 注 者 名			
	契 約 金 額	万円	契 約 期 間	年 月～ 年 月
	工 事 概 要 ※ 工事実施要件 として設定されて いる工事内容等を 記入			
II	工 事 名			
	発 注 者 名			
	契 約 金 額	万円	契 約 期 間	年 月～ 年 月
	工 事 概 要 ※ 工事実施要件 として設定されて いる工事内容等を 記入			

- 参考 1 工事実施要件とされた内容(工事内容等)を確認できる書類(契約書、仕様書及び本工事内訳書の写し)を添付してください。
- 2 発注者が異なる同種工事の履行実績がある場合は、「II」欄に記入のうえ、確認できる書類を添付してください。

2025・2026 年度 逗葉新道 料金收受機更新工事 特記仕様書

(適用)

1. 本特記仕様書(以下、「本仕様書」という。)は、「2025・2026 年度 逗葉新道 料金收受機更新工事」(以下「本工事」という。)に適用する。
2. 本仕様書は、神奈川県が発行した「土木工事共通仕様書(令和5年4月)」(以下、「共通仕様書」という。)を補足し、工事の施工に関する条件、又は工事特有の技術的要求を定めるものである。
3. 本仕様書に記載されていない事項については、共通仕様書、土木工事施工管理基準書(令和4年4月)、土木工事作成マニュアル(令和5年4月一部改正)、設計変更ガイドライン(令和3年4月)、及び関係仕様書、示方書、要綱等の最新のものによるものとする。

(工事概要)

4. 工事の概要及び目的等は、次のとおりである。
 - 工 事 名 2025・2026 年度 逗葉新道 料金收受機更新工事
 - 道 路 名 逗葉新道
 - 工事場所 三浦郡葉山町長柄地内
 - 工事目的 本工事は、料金收受機の更新を行い、当該設備の機能を保持するものです。
 - 工事数量 料金收受機更新工
 - 1. 料金收受機設置 4レーン
 - 2. 料金收受機撤去 4レーン
 - 3. 配線設置撤去 1式

(工事期間)

5. 本工事の期間は、契約日から2026年9月30日までとする。

(機器の仕様)

6. 「2025・2026 年度 逗葉新道 料金收受機更新工事 機器仕様書」のとおりとする。

(施工条件)

7. 受注者は工事施工にあたり、本特記仕様書及び設計図書に記載されていない事項などについては、監督員と速やかに協議するものとする。
8. 施工は、昼間作業(9時～17時)及び夜間作業(21時～翌朝6時)とする。但し、作業時間帯は、交通管理者との協議により変更となる場合がある。
9. 交通規制に係る協議先について、所轄警察署の管轄である。監督員と現場代理人が規制に係る事前の打合せを行い、同意を得てから、道路使用届を現場代理人が葉山警察署に提出し、その後、回答書を得てから着工すること。

なお、現場代理人は、作業規制時にはこの回答書の写しを常時、携行しなければならない。

(施工管理)

10. 受注者は、契約後速やかに施工計画書を作成し、監督員と協議・打合せを行うこと。
11. 本工事の施工に関する現場代理人と監督員との協議等は、書面による打合せ簿で記録処理することとし、また、立会い等についても立会願いを監督員に提出すること。
12. 受注者は、施工管理及び工事写真管理等の記録の整備について、十分整理しておくこと。

(安全対策)

13. 本路線は自動車専用の道路で、一般道路と異なり車両が高速で走行する路線である。よって、施工作业時には交通管理者との協議条件を遵守し、通行車両及び作業員の安全、交通誘導には、万全を期すこと。また、利用のお客様への安全対策を十分に行い、事故及び通行車両とのトラブル等がないよう施工すること。
14. 受注者は、本工事の施工にあたり、現場の状況を十分に反映した施工計画書による安全教育及び訓練を行い、本工事の工事特性を作業員に周知徹底させること。
15. 工事関係車両は、黄色回転灯を点灯し、一般道路等にむやみに駐車してはならない。
16. 工事施工中に道路施設又は第三者等に対し、損害等を与えた場合は、監督員に報告し、受注者において責任を持って処理すること。
17. 工事期間中の騒音・振動・粉塵については十分配慮して施工すること。また、騒音等が伴う作業が予め判明している場合は、事前に監督員と打合せを行い、その指示に従うこと。

18. 他工事等との競合作業がある場合は、受注者間で相互に連携・協力し、安全対策を十分に行うこと。

(性能・機能性)

19. 料金収受機は1レーン当り現行の実績に相当する370台/時間以上の処理能力を満たすこと。
20. 有料道路における料金収受において、過去10年以内に上記性能を満たす機器を導入している実績があり、現在も運用継続中であること。

(その他)

21. 故障等など緊急時の対応には窓口を一本化し、年末年始を含む夜間・休日にも迅速に対応すること。
22. 作業に伴い、道路利用者などの苦情等があった場合は、丁寧・速やかに対応し監督員に報告すること。
23. 本仕様書は工事の大略を示すものであることから、これらに明記していない事柄でも工事目的上、当然必要と認められるものは、監督員の承諾を得て受注者で処理すること。
24. 工事用資機材等の保管及び仮置きが必要な場合は、事前に監督員と打合せを行い、その指示に従うこと。
25. 現地施工に際し、地下等埋設箇所について変更が生じた場合は変更対象とする。なお、使用している材料に変更が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従うこと。
26. その他疑義又は設計数量等に変更が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従うこと。

以上

2025・2026年度

逗葉新道 料金收受機更新工事

機器仕様書

神奈川県道路公社

目 次

第1章	一般事項	3
1.1	適用	3
1.2	名称	3
1.3	工事範囲	3
1.4	工事範囲外	3
1.5	試験及び検査	3
1.6	納入期日及び納入場所	3
1.7	引渡し、及び検収	3
1.8	保証	4
1.9	提出図書	4
1.10	不可抗力	4
1.11	仕様書の変更	4
1.12	適用規格	4
1.13	使用環境条件	4
第2章	システム仕様	5
2.1	システム概要	5
2.2	システム構成	5
2.3	システムの機能概要	5
第3章	特記仕様	7
3.1	区分及び通行料金	7
3.2	収入区分	7
3.3	回数券販売単価	7
3.4	領収書様式	7
第4章	機器仕様	- 9 -
4.1	車線機器	- 9 -
4.2	料金事務所機器	- 11 -
4.3	無停電電源装置	- 11 -

第1章 一般事項

1.1 適 用

本仕様書は、『2025・2026年度 逗葉新道 料金收受機更新工事』の仕様について記載する。

1.2 名 称

工事名称は、次の通りとする。

『2025・2026年度 逗葉新道 料金收受機更新工事』

1.3 工事範囲

次に記載する事項を工事範囲とする。

- (1) 本仕様書に記載する機器の製作、検査、運搬、据付、調整及び撤去
- (2) 受注者が納入する機器の配線工事
- (3) 既設機器及びケーブル撤去

1.4 工事範囲外

次に記載する事項を工事範囲外とする。

- (1) 料金事務所及びアイランドの土木、建築工事
- (2) 信号灯に関する工事
- (3) その他、本仕様書に記載しない一切の事項

1.5 試験及び検査

機器の製作にあたっては、その工程の完了時に受注者の検査要領及び基準に従い受注者の責において必要な試験及び検査を実施するものとする。

また、据付完了後の監督員立会いのもとにシステムの試運転を行うものとする。

1.6 納入期日及び納入場所

納入期日 : 別途契約書によるものとする。

納入場所 : 逗葉新道

1.7 引渡し及び検収

- (1) 据付完了後、試運転により仕様書記載の機器仕様及び性能が確認され、その旨、監督員及び受注者の代表者が相互に文書で確認した日をもって引渡日とする。
- (2) 引渡日をもって所有権が発注者に移転されるものとする。
- (3) 引渡日をもって検収日とする。
- (4) 受注者の責めによらず引渡日が大幅に遅延した場合には、その対策及び費用につき別途、監督員と協議するものとする。

1.8 保証

検収日より1ヶ年を保証期間とする。

この期間内に発生した受注者納入のシステム装置に対し、設計・製作並びに据付の原因により生じた故障・破損などの原因が、あきらかに受注者の責任によると考えられるものについては、すみやかに受注者の費用で修理あるいは取替工事を行うものとする。

1.9 提出図書

受注者が提出する書類は、次の通りとする。

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 承認申請図書 | 3部 |
| (2) 完成図書（取扱説明書、試験成績書含む） | 3部 |
| (3) 工事写真 | 1部 |

1.10 不可抗力

天災・火災・交通の途絶・労働争議、その他受注者の統制し難い不可抗力事態が発生し、本システム装置の納期、その他に変更が必要な場合には、監督員とその対策につき協議するものとする。

1.11 仕様書の変更

発注者の都合による機器の仕様・計画条件・設計条件等の大幅な変更及び追加が契約後に生じた場合は、別途協議するものとする。

1.12 適用規格

次の規格、法規及び基準に準拠するものとする。

- (1) 電気通信設備工事共通仕様書 国土交通省
- (2) 電気事業法
- (3) 日本工業規格 (JIS)
- (4) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- (5) 電気学会 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (6) 電気設備に関する技術基準
- (7) 電気通信事業法に関する技術基準
- (8) 電気用品取締法
- (9) その他関係法令及び基準等

1.13 使用環境条件

各機器の仕様によるものとする。

第2章 システム仕様

2.1 システム概要

本システムは、大別して料金收受業務に関する車線機器と集計・監査業務に関する料金事務所機器により構成されるものとする。

以下にシステムの構成及び機能について記載する。

2.2 システム構成

本システムの構成は、下記の通りとする。

(1) 車線機器

車線機器は、ブース内に設置され、收受処理による領収書発行、勤務単位の日次累計及び事務所機器との各種データ伝送機能を有するものとする。

尚、料金事務所機器に障害が発生しても各車線単独で料金收受業務が行えるものとする。

(2) 料金事務所機器

料金事務所機器は、料金事務所に設置され、勤務データ・交通量データ等の各種データ伝送、收受金等のデータ入力及び各種帳票の印書を行うものとする。

2.3 システムの機能概要

本システムは、下記の機能を有するものとする。

2.4.1 車線側業務

(1) 料金收受処理

車種釦（普通車，大型車，特大車，軽自等，身普通，身軽自）押下後、収入区分（現金，回数券等）を押下することにより下記の取扱いが行えるものとする。

(a) 現金車処理

(b) 回数券処理

(c) 駐留車処理

(d) 無料車処理

(e) 未納車処理

(2) 訂正処理

上記処理後、「訂正」釦を押下することにより直前の処理を訂正することができるものとする。

(3) 領収書発行処理

現金処理が行われると領収書が自動発行されるものとする。

(4) 勤務データ累計処理

料金処理機で処理したデータは、勤務単位に車種及び収入区分毎に累計され、勤務終了時に料金事務所機器に伝送されるものとする。

(5) 交通量データ累計処理

車線機器で収集したデータは、時間単位に累計され、1時間毎及び勤務終了時に料金事務所機器に伝送されるものとする。

(6) 停電時の処理

10分以内の停電の場合は、無停電電源装置からの電源供給により正常稼働するものとする。

2.4.2 事務所側業務

(1) データ入力処理

料金事務所機器は、車線機器から勤務データ、交通量データ等を収集し、収集した勤務データに関して下記項目を入力できるものとする。

- ・ 収受した金額
- ・ 非現金車取扱台数（回数券等の受領枚数）
- ・ 未納又は一部入金額

(2) 勤務一覧表処理

料金事務所機器は、指定した日付の勤務状況（勤務番号、車線番号及び収受員番号等）をディスプレイ表示できるものとする。

(3) 状態監視機能

料金事務所機器は、各車線の車線機器との伝送状態を監視し、要求時にディスプレイ表示できるものとする。

(4) 日締め処理

料金事務所機器は、指定した日付の日累計を行うことができるものとする。

(5) データの印書処理

料金事務所機器に接続された印書装置により各種帳票を印書できるものとする。

(6) データの修正処理

料金事務所機器は、収集したデータの修正を行えるものとする。

又、修正前のデータも保存されるものとする。

尚、本機能はログイン ID により権限を設けるものとする。

(7) データのバックアップ

料金事務所機器は、異常時に備え冗長化するものとする。

(8) 停電時の処理

10分以内の停電の場合は、無停電電源装置からの電源供給により正常稼働するものとする。

無停電電源装置からの電源供給停止後に自動的にシャットダウンする機能を有すること。

第3章 特記仕様

3.1 区分及び通行料金

通行料金は、表 3-4 の通りとする。

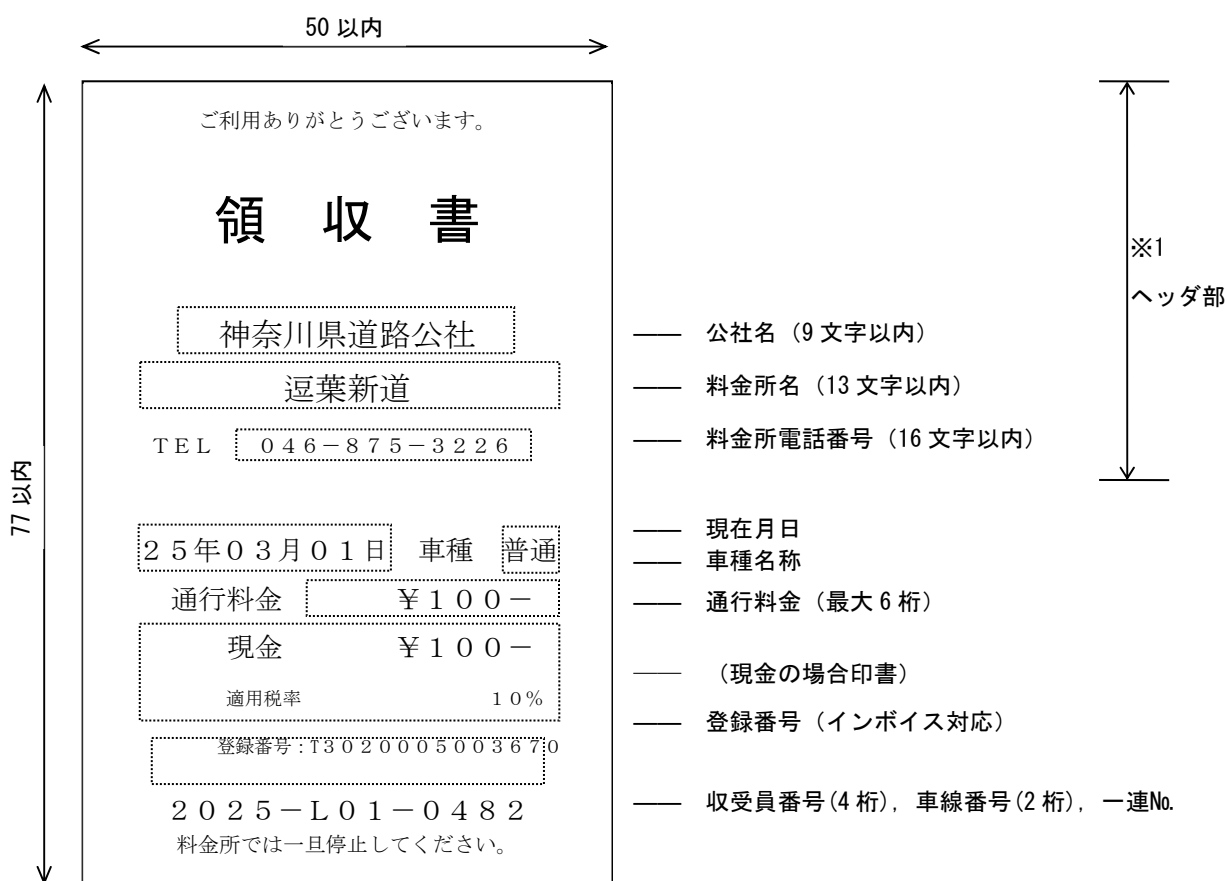
3.2 収入区分

現金、回数券、駐留車、無料車及び未納車とする。

3.3 回数券販売単価

回数券販売単価は、表 3-5 の通りとする。

3.4 領収書様式（参考）



※1・・・ヘッダ部は、処理確定釦押下（領収書発行時）に先立って、あらかじめ印書される。

で囲まれていないのは、固定印書項目。

図 3-1 領収書様式（参考）

表 3-4 車種区分及び通行料金表

車種名 項目	普通車	普通車 (身障者)	二輪	二輪 (身障者)	マイクロ バス	マイクロ バス (身障者)	大型バス	大型貨物	その他(大型) (身障者)	
車種区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
現 行	100	50	50	30	200	100	300	200	150	
新 規	100	50	50	30	200	100	300	200	150	
領収書印字の 車 種 名 称	普通	普通	二輪	二輪	マイ	マイ	バス	大貨	大型	

表 3-5 回数券販売単価

券種名	車種名 項目	車種 1	車種 2	車種 3	車種 4	車種 5	車種 6	車種 7	車種 8	車種 9	車種 10
		普通車	二輪	マイクロバス	大型バス	大型貨物					
11 回券	現 行	1,050	520	2,100	3,150	2,100					
	新 規	1,050	520	2,100	3,150	2,100					
100 回券	現 行	8,400	4,200	16,800	25,200	16,800					
	新 規	8,400	4,200	16,800	25,200	16,800					

料金改定年月日 年 月 日

第4章 機器仕様

4.1 車線機器

4.1.1 概要

本機は、既設の逗葉新道料金所ブース内に設置して利用するものとする。

- (1) 操作表示部
料金收受操作に必要な操作釦の提供及び情報表示を行うものとする。
- (2) 制御部
 - (a) 機制御機構を内包し操作表示部・領収書発行部等の制御を行うものとする。
 - (b) 外部接続機器との入出カインタフェースを行うものとする。
- (3) プレート処理部
収受員プレートの読み取りを行うものとする。
- (4) バックアップメモリ
 - (a) 本装置で電断が発生した場合、バックアップメモリに勤務データをバックアップするものとする。
但し、保存作業中に電断が発生した場合又は、保存前に電断が発生したデータはバックアップできないものとする。
 - (b) バックアップメモリは本装置に内蔵されるものとする。
 - (c) バックアップはメモリカードとする。
- (5) 領収書発行部
 - (a) 現金処理時、定められた様式の領収書を自動発行するものとする。
 - (b) 領収書用紙残量検知機能を有するものとする。
- (6) 電源部
AC100Vを受電し、制御部に直流電源を供給するものとする。
- (7) 筐体部
 - (a) 操作表示部及び制御部を実装、またプレート部、領収書発行部及び電源部を有し、保守点検を容易に行えるものとする。
- (8) 収受機制御機構
料金徴収業務等に伴う各種機能を備えるものとする。

4.1.2 機器仕様

(1) 共通仕様

- | | |
|----------|--|
| (a) 使用電源 | AC100V±10V, 50Hz±1Hz |
| (b) 使用温度 | 0℃ ~ +40℃ |
| (c) 使用湿度 | 20% ~ 80% (但し、結露なきこと) |
| (d) 消費電力 | 203VA 以下 |
| (e) 設置条件 | 屋内 (ブース内) 設置 |
| (f) 使用条件 | 24 時間連続運転 |
| (g) 信頼性 | 駆動部位を除く機器の MTBF 設計目標値は 1×10^5 時間以上。 |

- (2) 構造
 - (a) 屋内に設置するものとし、耐振動及び防塵構造とする。
 - (b) 機器の各構成部品は、容易に交換可能な構造とする。
 - (c) 本装置内に蓄電池を有しない構造とする。

- (3) 操作表示部
 - (a) 操作表示部は、液晶モニタ及びタッチパネルにて構成するものとする。
 - (b) 表示方式はカラー（256色）LCDとする。
 - (c) 表示は昼夜間の区別なく視認性が良いものとする。
 - (d) 総表示部は本装置上部に配置し、チルト構造（0°、60°、70°、80°の4段階で調整可能）を設けるものとする。
 - (e) 使用頻度の高い車種・收受区分釦はキーボード部に配置し、その他はタッチパネル上に配置するものとする。
 - (f) キーボード部は、防滴・防塵構造（IP52相当）とし、容易に取り外しが可能な構造とすること。
 - (g) キーボード部には、各操作銘板を貼り付けること。

- (4) 制御部
 - (a) 車線機器の各取扱いデータを処理できるものとする。
 - (b) 周辺処理機を接続する為にインターフェースを有するものとする。

- (5) プレート処理部
 - (a) 収受員プレートを読取り、勤務管理に利用できるものとする。
 - (b) 挿入されたプレートは、自動搬送されるものとする。
 - (c) 詰まり等によるプレートの除去は、工具を使用せず容易に行えるものとする。

- (6) バックアップメモリ部
 - (a) バックアップメモリには、CFastを用いるものとする。
 - (b) 制御部からの指令により、勤務データ等を保存するものとする。

- (7) 領収書発行部
 - (a) 印書方式は、感熱発色印刷方式とする。
 - (b) 使用出来る領収書は、用紙幅 50(+0mm/-1mm)、用紙厚さ 58±5μm、外形φ130mm以下、1巻の長さが 210m(+5m/-0m)のものとする。
 - (c) 用紙残量検知機能を有するものとする。
 - (d) 用紙詰まり等が発生した場合は、紙の除去が工具を使用せずに容易に行えるものとする。

- (8) 筐体部
 - 筐体は準密閉構造とし、内部への塵埃並びに水滴の侵入を最小限に抑える構造とする。

4.2 料金事務所機器

4.2.1 機器仕様

(1) 共通仕様

- | | |
|----------|-------------------------|
| (a) 使用電源 | AC100V±10V, 50/60Hz±1Hz |
| (b) 使用温度 | 10℃ ~ +35℃ |
| (c) 使用湿度 | 45% ~ 80% (但し、結露なきこと) |
| (d) 消費電力 | 2,200VA 以下 |
| (e) 設置条件 | 屋内設置 |

(2) 機能

(a) 制御部

- ① 記憶装置は SSD を 2 台実装し、データ記録時には同一データを両方の SSD に記録することで、データの保存性を高めるものとする。
- ② 記憶装置に何らかの障害が発生した際においても、運用を継続可能なものとする。
- ③ 記憶装置は、引き出すことが可能なものとする。
- ④ 記憶装置はアプリケーションソフトウェア停止後に交換が可能なものとする。交換後は、コマンド入力操作によりデータを複写するものとする。
- ⑤ 各種プログラムのローディング用にコンパクトフラッシュ・メモ리카ードを実装可能なものとする。
- ⑥ 車線機器から送信される各種データの受信および車線機器への各種データ配信を行うものとする。
- ⑦ 制御電源部を内蔵し、本制御部の動作に必要な直流安定化電源を生成するものとする。
又、バッテリーを内蔵し、外部交流電源の供給が中断した際、3 分以内に自動的にシャットダウンする機能を有するものとする。
- ⑧ 事務所 PC で ETCGO から GSV 型式で出力されたデータと統合ができるよう、USB など記録媒体に勤務データ等を出力できるポートを有するものとする。

(b) 表示部

- ① LCD モニタとし、制御部の制御により、各種情報の表示を行うものとする。
- ② 画面表示のコントラストを容易に調整できるものとする。
- ③ 角度調整用のチルトスタンドが付属するものとする。

(c) 操作部

テンキー付き日本語 109 キーボードとし、制御部に対する操作入力を行うものとする。

(d) 印書部

- ① イーサネット接続とし、制御部の指令により、勤務表・時間別交通量・月報等の各種帳票の印書を行うものとする。
- ② A3 用紙対応 LED 走査による電子写真方式ページプリンタとする。
- ③ 使用用紙は A3 用紙 (上質紙または再生紙) とし、給紙は自動給紙カセットによるものとする。
- ④ 印書速度は、連続印書時で 1 分当たり A3 用紙 4 枚以上とする。
- ⑤ 耗品の交換を容易に行えるものとする。

4.3 無停電電源装置

4.3.1 概要

本機は、料金事務所に設置され、インバータ給電方式により安定した交流電力を接続機器に供給するものとする。

停電時においては、バッテリーよりインバータを駆動し継続して交流電力を供給するものとする。

尚、インバータ故障或いは過電流が生じた場合は、電子スイッチにより無瞬断で一次側電源に切り替わるものとする。

4.3.2 機器仕様

(1) 共通仕様

- | | |
|----------|-------------------------|
| (a) 使用電源 | AC100V±10V, 50/60Hz±1Hz |
| (b) 使用温度 | 10°C ~ 40°C |
| (c) 使用湿度 | 35% ~ 85% (但し、結露なきこと) |
| (d) 設置条件 | 屋内設置 |

(2) 機能

(a) 整流器

交流電力を整流し、インバータ部へ直流電力を供給するものとする。

(b) インバータ部

通常時は整流器より、停電時はバッテリー部より直流電力の供給を受け交流電力に変換し、外部へ供給するものとする。

(c) 充電部

交流電力を整流し、バッテリーを充電するものとする。

(d) バッテリー部

停電時に直流電力をインバータ部へ供給するものとする。

尚、バッテリーの保持時間は、定格出力時において10分間とする。

(e) 電子スイッチ部

インバータ故障或いは過電流検知時に一次電源側へ無瞬断で切り替わるものとする。

(f) 操作表示部

本装置の運転及び異常ランプ表示を行うものとし、手動スイッチにより入力側電源の開閉及びブザー回路の入切りが行えるものとする。

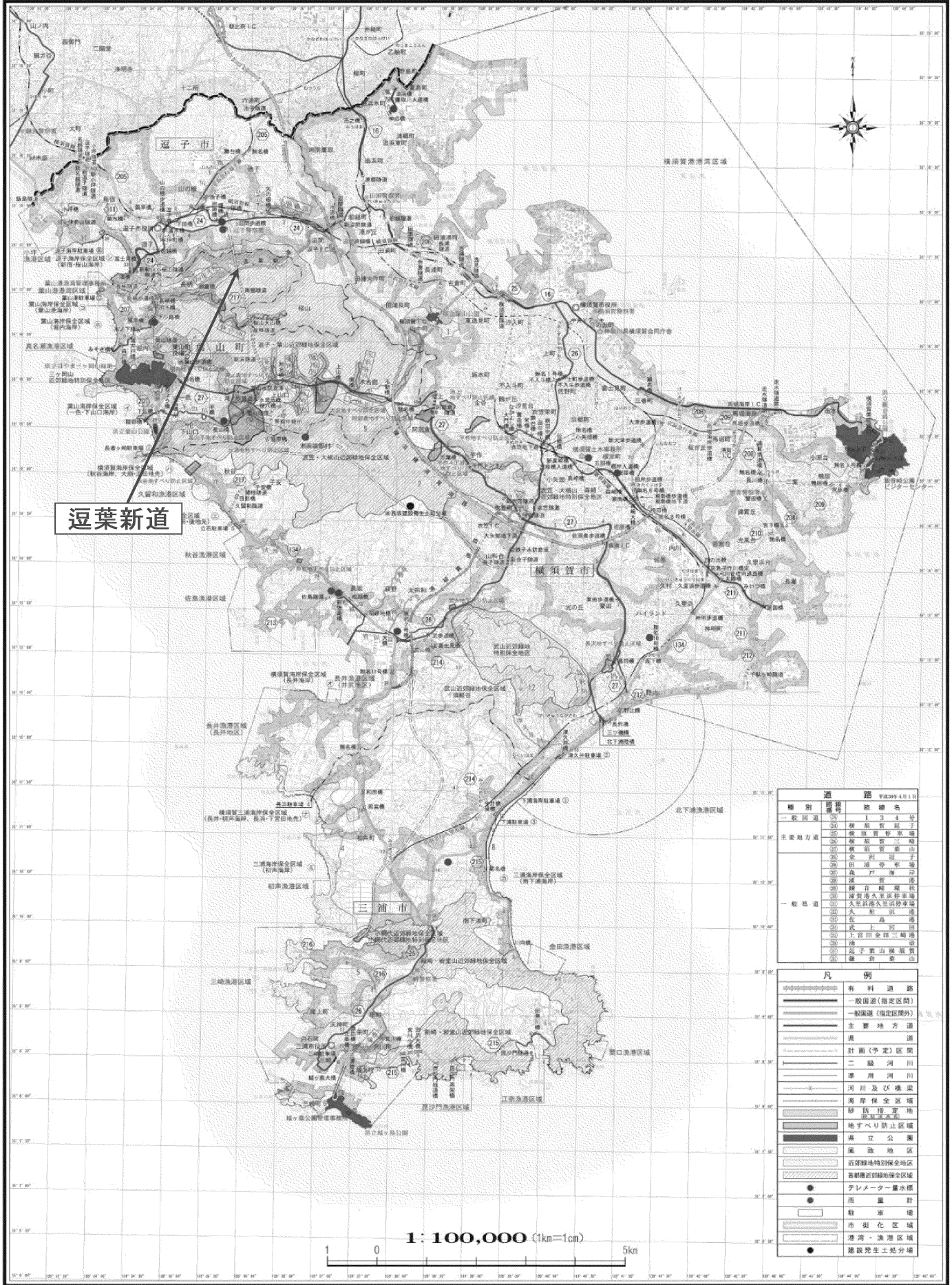
(3) 出力定格

- | | |
|---------|-----------------|
| (a) 容量 | : 2KVA |
| (b) 電圧 | : AC100V±5V |
| (c) 周波数 | : 50/60Hz±0.1Hz |

神奈川県横須賀土木事務所管内図

平成三十一年二月

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情保、第72、GISMAP41365号)



逗葉新道

種別	道路番号	道路名
一般国道	134	横須賀線
主要地方道	200	横須賀三浦線
	201	横須賀三浦線
	202	横須賀三浦線
	203	横須賀三浦線
	204	横須賀三浦線
	205	横須賀三浦線
	206	横須賀三浦線
	207	横須賀三浦線
	208	横須賀三浦線
	209	横須賀三浦線
	210	横須賀三浦線
	211	横須賀三浦線
	212	横須賀三浦線
	213	横須賀三浦線
	214	横須賀三浦線
	215	横須賀三浦線
	216	横須賀三浦線
	217	横須賀三浦線
	218	横須賀三浦線
	219	横須賀三浦線
	220	横須賀三浦線
	221	横須賀三浦線
	222	横須賀三浦線
	223	横須賀三浦線
	224	横須賀三浦線
	225	横須賀三浦線
	226	横須賀三浦線
	227	横須賀三浦線
	228	横須賀三浦線
	229	横須賀三浦線
	230	横須賀三浦線
	231	横須賀三浦線
	232	横須賀三浦線
	233	横須賀三浦線
	234	横須賀三浦線
	235	横須賀三浦線
	236	横須賀三浦線
	237	横須賀三浦線
	238	横須賀三浦線
	239	横須賀三浦線
	240	横須賀三浦線
	241	横須賀三浦線
	242	横須賀三浦線
	243	横須賀三浦線
	244	横須賀三浦線
	245	横須賀三浦線
	246	横須賀三浦線
	247	横須賀三浦線
	248	横須賀三浦線
	249	横須賀三浦線
	250	横須賀三浦線

凡例	
	有料道路
	一般国道(指定区間)
	一般国道(指定区間外)
	主要地方道
	県道
	計画(予定)区画
	二級河川
	準用河川
	河川及び堤防
	海岸保全区域
	防災指定地
	地すべり防止区域
	県立公署
	県政地区
	近郊緑地特別保全地区
	首都圏近郊緑地保全地区
	テレメーター—量水標
	雨量計
	駅
	市街化区域
	港湾・漁港区域
	建設発生土処分場

1 : 100,000 (1cm=1km)

神奈川県横須賀土木事務所

平面图 (逗葉新道)

